

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和 2 年和歌山県規則第 63 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める中型まき網漁業のうち太平洋沿岸に根拠地を有するいわし・あじ・さば 1 そうまき網漁業について、同規則第 11 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき総トン数及び 船舶の数		推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
	総トン数	船舶の数				
いわし・あじ・ さば 1 そうまき 網漁業	15 トン以上 40 トン未満	1	定めなし	和歌山県沖 合海面、 ただし、別 記のとおり 禁止区域を 設ける	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 現に漁船を有す る者又はその者を構 成員に含む法人 2 漁業の根拠地を 和歌山県内に有する 者又はその者を構成 員に含む法人 3 起業の認可につ いては、当該船舶が 建造中等、船舶を有 することが見込まれ る者又はその者を構 成員に含む法人

別記 操業区域のうち禁止区域

漁業種類	区分	禁止区域
いわし・あじ・さば 1 そうまき網漁業	15 トン以上	次に掲げる各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域 ア 有田市宮崎ノ鼻西端 イ 和歌山市虎島頂上からウの点を見通した線とアの点から徳島県徳島市 吉野川河口中央を見通した線との交点 ウ 日高郡日ノ御埼大倉礁中心点 エ 西牟婁郡白浜町瀬戸崎突端 オ 西牟婁郡白浜町市江崎突端から南西 5,000 メートルの点 カ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心点から正南 2,000 メートルの点 キ 東牟婁郡串本町須江崎突端から正南 2,000 メートルの点 ク 東牟婁郡串本町タカノ巣南東端から南東 2,000 メートルの点 ケ コの点から南東 9,000 メートルの点 コ 熊野川河口中央 1 月 1 日から 2 月 15 日の間は、上記のほか西牟婁郡すさみ町と東牟婁郡 串本町との境界線と最大高潮時海岸線が接する点から正西の線以南の海域
	太平洋沿岸に 根拠地を有する もの	(1) 日高郡美浜町旧紀伊日ノ御埼灯台跡地から徳島県阿南市伊島 及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線以北の海域 (2) 次の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域 ア 日高郡美浜町旧紀伊日ノ御埼灯台跡地中心点 イ 日高郡日ノ御埼大倉礁中心点 ウ エの点から南西 2,000 メートルの点 エ 日高郡印南町切目崎突端

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 24 日から令和 8 年 10 月 23 日まで
なお、この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 21 日から令和 11 年 11 月 20 日までとする。

3 備考

知事は、この公示に係る許可又は起業の認可をするに当たり、条件を付けるものとする。